

各務原市監査委員告示第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定により、令和5年度財政援助団体等監査を実施したので、同条第9項の規定により、別紙のとおり監査の結果に関する報告を公表する。

なお、今回の監査に当たっては、大竹大輔前監査委員は令和6年2月26日まで関与し、五十川玲子監査委員は令和6年2月27日から関与した。

令和6年3月28日

各務原市監査委員	五 島 浩 利
各務原市監査委員	榎 谷 清 美
各務原市監査委員	五十川 玲 子

財政援助団体等監査結果報告書（各務原市雇用・人材育成推進協議会）

第1 監査の概要

1. 監査の種類

地方自治法第199条第7項の規定に基づく財政援助団体等監査

2. 監査の実施日及び場所

令和5年11月27日から令和6年3月28日まで

各務原市産業文化センター8階第1特別会議室

（各務原市那加桜町2丁目186番地）

3. 監査の対象

各務原市雇用・人材育成推進協議会事業（補助金額：令和4年度500,000円
令和3年度700,000円 令和2年度500,000円）

（対象団体）各務原市雇用・人材育成推進協議会

職業安定機関と協力して質の高い労働力の確保を図り、かつ変化していく社会情勢に対応していくための構造、制度研究を行い、もって地域産業の発展に寄与することを目的として設立された。

雇用・人材育成推進協議会事業は、雇用情勢の変化に対応し、時代に即した各種事業を行うことで、市産業界が必要とする人材の育成及び従業員の定着化を図っている。

（所管部課）産業活力部商工振興課

4. 監査の主な実施内容及び着眼点

各務原市監査基準に基づき、市が財政的援助を与えている団体を対象に、当該財政的援助に係る出納その他の事務が目的に沿って行われているかどうかについて、あらかじめ提出された関係書類を確認するとともに、関係職員に質問して、回答又は説明を求める等の方法により実施した。なお、主な着眼点は、次のとおりである。

所管部 課関係	<ul style="list-style-type: none"> ・補助金の決定は、法令等に適合しているか。 ・補助金交付要綱等は、適正に整備されているか。 ・補助金の交付目的及び補助事業の内容は明確か。また、公益上の必要性は十分か。 ・補助金の額の算定、交付方法、時期、手続等は適正か。 ・補助金の条件の履行状況、対象事業の内容、対象経費、使途の適正性及び効果等について、実績報告書等により実態が十分に確認されているか。 ・補助金の交付団体の事務が市内部で行われていないか。また、行われている場合、その内容及び理由は、妥当か。
団体関係	<ul style="list-style-type: none"> ・補助金交付申請書の提出並びに補助金の請求及び受領は、適時に行われているか。 ・出納関係帳票等の整備及び記帳は、適正になされているか。また、領収書等の証拠書類の整備及び保存は適切か。 ・補助金に係る収支の会計経理は適正か。 ・団体の監査役又は監事は、独立性が確保され、有効に機能しているか。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・監査委員が必要と認めたもの

第2 監査の結果

対象団体の財政的援助に係る出納その他の事務については、概ね適正かつその目的に沿って行われているものと認められたが、一部に改善を要する事項が見受けられた。なお、軽微な事項については、その都度、口頭で留意を促し、指摘事項及び要望事項については、次のとおりである。

【指摘事項】（措置を講ずることを求める事項）

（1）事務処理規程、会計規程等の整備について

現在、団体の支出、収入等の手続が事務局長専決で行われているが、事務の決裁者の専決区分等を定めた事務処理規程、会計規程等は制定されておらず、権限の定めがないまま、それぞれの事務処理が行われている。団体の事務は、市の規則等の直接的な適用はないため、適正な事務の執行の観点からも、早急に事務処理規程、会計規程等を整備されたい。

(2) 補助金交付要綱について

市が保有している情報を積極的に公開し、市民の市政に対する理解と信頼を深め、市民との協働によるまちづくりを推進するため、各部署の要綱が市のウェブサイトに掲載されている。しかしながら、この補助金の支給の根拠規程である「各務原市商工業振興事業補助金交付要綱」は掲載されていない。公金の支出に係る補助金に関する要綱であるため、市民へ広く知らせるためにも市のウェブサイトにおいて公開すべきであると考えます。

また、補助対象経費が「労働力の確保、福祉向上等のための活動事業等に要する経費」とされているが、どの経費が補助対象経費であるのか、補助対象外経費となるのか曖昧な規定となっているので、説明責任の観点からも見直しを検討されたい。

【要望事項】

(1) 団体の会計事務について

団体の会計事務に関しては、公金同様にその取扱いには十分注意し、収入・支出事務を1人の職員に任せきりにするのではなく、必ず複数の職員で点検・確認をされたい。

また、職員による立替払が複数見受けられた。団体事務における立替払は、市の公金の場合とは違い、完全に否定するものではないが、不適切な資金の利用につながる場合等リスクの高い支払方法だと考える。資金前渡による方法等が可能となるよう団体の会計規程を整備するとともに、真にやむを得ない場合に限り立替払を行う等事務の見直しを検討されたい。

(2) 書類の不備等について

現金内訳簿の残高のマイナス表記、支出命令調書における修正テープによる修正、債権者欄の記載漏れ、請求書の請求日漏れ等多くの書類に不備があった。

また、文書の発送、委託業務の契約手続等においても、根拠法令等の理解不足や不注意に起因すると考えられる誤りが散見された。事務処理に当たっては、それぞれの職員が前例踏襲によることなく、根拠、手順等を十分に確認し、組織的な点検を行う等事務の改善に努められたい。

財政援助団体等監査結果報告書（社会福祉法人各務原市社会福祉協議会）

第1 監査の概要

1. 監査の種類

地方自治法第199条第7項の規定に基づく財政援助団体等監査

2. 監査の実施日及び場所

令和5年11月27日から令和6年3月28日まで

各務原市産業文化センター8階第1特別会議室

（各務原市那加桜町2丁目186番地）

3. 監査の対象

法人後見体制整備支援事業（補助金額：令和4年度5,840,000円）

（対象団体）社会福祉法人各務原市社会福祉協議会

各務原市における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を図ることを目的として設立された。

市内に居住する判断能力が不十分な高齢者、知的障がい者及び精神障がい者の権利擁護を図るため、法人後見事業及び市民後見人の育成事業を行う団体に対し、補助金を交付し、法人後見事業の体制整備を図っている。

（所管部課）健康福祉部高齢福祉課

4. 監査の主な実施内容及び着眼点

各務原市監査基準に基づき、市が財政的援助を与えている団体を対象に、当該財政的援助に係る出納その他の事務が目的に沿って行われているかどうかについて、あらかじめ提出された関係書類を確認するとともに、関係職員に質問して、回答又は説明を求める等の方法により実施した。なお、主な着眼点は、次のとおりである。

所管部 課関係	<ul style="list-style-type: none"> ・補助金の決定は、法令等に適合しているか。 ・補助金交付要綱等は、適正に整備されているか。 ・補助金の交付目的及び補助事業の内容は明確か。また、公益上の必要性は十分か。 ・補助金の額の算定、交付方法、時期、手続等は適正か。 ・補助金の条件の履行状況、対象事業の内容、対象経費、使途の適正性及び効果等について、実績報告書等により実態が十分に確認されているか。 ・補助金の交付団体の事務が市内部で行われていないか。また、行われている場合、その内容及び理由は、妥当か。
団体関係	<ul style="list-style-type: none"> ・補助金交付申請書の提出並びに補助金の請求及び受領は、適時に行われているか。 ・出納関係帳票等の整備及び記帳は、適正になされているか。また、領収書等の証拠書類の整備及び保存は適切か。 ・補助金に係る収支の会計経理は適正か。 ・団体の監査役又は監事は、独立性が確保され、有効に機能しているか。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・監査委員が必要と認めたもの

第2 監査の結果

対象団体の財政的援助に係る出納その他の事務については、概ね適正かつその目的に沿って行われているものと認められた。なお、要望事項については、次のとおりである。

【要望事項】

(1) 事業計画及び実施報告の適切な確認について

2040年に65歳以上の高齢者が日本の全人口の35%以上、75歳以上の後期高齢者が人口の20%以上を占めると予測されており、それに伴い認知症等の方が増加していくことは避けられないと考える。このような状況の中、法人後見事業、市民後見人の育成等を行う団体に対して、その体制整備等に要する経費に対し補助するこの事業は、意義あることだと考える。

ただし、補助金が公金であることに十分留意し、補助金交付決定時の事業計画の内容確認及び実施報告時における実施した事業の内容確認は、慎重かつ十分に行い、必要に応じて書類の写しを受領し、適切に補助金を交付されたい。

(2) 補助金額の算定について

補助金交付要綱において、この補助金の交付の対象となる経費は、「人件費、報償費、旅費、需用費等」のうち市長が必要かつ相当と認めたものと規定されているが、実際の補助金は、地方交付税算定に用いる社会福祉共通費の給与費により算出し、1人分の人件費の額を交付している。

現在の補助金の額は、事業の結果にかかわらず、定額の補助となる。事業費補助であれば、結果・成果に見合った補助金の額となるよう、補助金額の算定方法、補助対象経費等の見直しを検討されたい。